

実験動物生産施設等における動物福祉指針

公益社団法人日本実験動物協会

制定 平成 11 年 3 月
改定 平成 18 年 12 月
改定 平成 22 年 2 月
改定 平成 25 年 5 月
改定 平成 27 年 7 月
改定 平成 30 年 12 月

前文

実験動物は医療技術の向上、新薬の開発、生命科学の発展等に欠かせない生物資源である。実験動物の科学上の利用にあたっては、動物が命あるものであることにかんがみ、適切な取扱い及び利用に配慮するとともに、できる限り苦痛を与えないようにすることが重要である。

そのためには、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）はもとより、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年環境省告示第 140 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 7 年総理府告示第 40 号）及び文部科学省、厚生労働省、農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針に基づき、動物に対する感謝の念と責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用を図らなければならない。また、人の生命、身体等への侵害を防止し、周辺的生活環境の保全に努めなければならない。

本指針の目的は、公益社団法人日本実験動物協会（以下、「本協会」）の会員が動物福祉に配慮した実験動物の生産、保管、輸送及び利用を行うためのよりどころを示すことにある。

1. 機関の長の責務

- (1) 機関の長として、生産施設等における動物福祉に関する全ての責務を負う。
- (2) 動物福祉規程等を策定し、動物愛護の精神に基づいた実験動物の取扱いを徹底させる。
- (3) 動物福祉委員会を設置するか、または、それと同等の機能を整備して実験動物の取扱いが適正であるかどうかを諮問する。
- (4) 動物福祉に配慮しつつ、科学的に適正な実験動物の生産等を行うために必要な施設・設備を整備する。
- (5) 管理者及び管理者を補佐して実験動物の管理を担当する実験動物管理者を任命する。管理者には、実験動物及び施設を管理する者を充てる。実験動物管理者に

は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を充てる。

- (6) 動物福祉に対する自己点検・評価を定期的かつ適切に行うとともに、その結果等については、第三者による実験動物福祉認証を受けるように努める。また、これらの結果について、本協会の「実験動物の福祉に係る情報公開に関する指針」を踏まえて公開する。
- (7) 社（所）員の教育訓練を的確に実施し、動物福祉に係る法令等及び機関内規程の周知を図る。
- (8) 社（所）員の健康と安全を確保するとともに、施設周辺の生活環境の保全に努める。

2. 生産における配慮

- (1) 実験動物の生理、生態、習性に配慮した生産方式を適用するとともに、適切な飼育器具・器材等を使用し、飼育環境の向上を図る。
- (2) 実験動物の需要に関する情報を収集して生産計画を立案し、生産動物数の適正化を図る。

3. 飼育管理

- (1) 標準操作手順書（SOP）等を定め、飼養・保管の適正化に努めるとともに感染事故の発生を防止する。
- (2) 実験動物の健康と安全を保持し、その特性に応じて飼育環境を整える。
- (3) 成長過程や妊娠、幼若個体等、実験動物の状況に合わせた飼育管理を行う。
- (4) 飼育管理には、可能な限り本協会が認定した実験動物技術者を充てる。

4. 動物の輸送

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づき、また、本協会の「実験動物の輸送に関する手引き」を踏まえて、安全かつストレスの少ない輸送に努める。

5. 動物の処分

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づき、「動物の殺処分方法に関する指針」に従って策定された本協会の「実験動物の安楽死処分に関する指針」に準拠して、できる限り苦痛の少ない方法をもって動物を処分する。

6. 動物実験等

動物実験等を実施する施設は、文部科学省、厚生労働省又は農林水産省の動物実験等の実施に関する基本指針に則り、また、その他の関連法規に準拠して動物実験計画を立案するとともに、動物実験委員会の審査及び機関の長の承認を得る。

附則

本指針の実効性を高めるために必要な手引き等は別に定める。

指針の改廃

本指針の改廃は、実験動物福祉委員会の議を経て行う。